

令和2年(行ウ)第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書 (4)

令和4年9月2日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人

山 寄



友 延 裕



三 縄



影 山 直



白 井 智



岡 航



小 泉



田 川 陽



高 橋



平 間 將



市 川 朝



略称等は、被告書面の例による。

書証 番号	標 目	原本・写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙16	「公的個人認証サービスによる電子証明書」と題する文書 (総務省のウェブページをプリントアウトした書面)	原本	R4.7.14 (印刷日)	総務省	電子署名と電子証明書による本人確認は、比較的簡便に実施できること。	
乙17	「オンライン本人確認を悪用口座開設不正申請の疑い会社員を逮捕」と題する文書 (毎日新聞のウェブページをプリントアウトした書面)	原本	R4.5.18 (印刷日)	株式会社 毎日新聞社	本件サービスの手法については、なりすましの危険性が指摘されるなど、安全性が確立されているとはいえないこと。	
乙18	「渋谷区eKYC問題は身元確認と認証を混同、デジタルアイデンティティー専門家が指摘」と題する文書 (日経BPのウェブページをプリントアウトした書面)	原本	R3.10.28 (印刷日)	株式会社 日経BP	住民票の写しというプライバシー性の高い書類の交付申請においては、本件サービスの手法には認証方法として問題がある旨の専門家の指摘が存在すること。	
乙19	オンライン利用拡大行動計画	写し	H20.9.12	IT戦略本部	デジタル手続法総務省令4条2項ただし書に係る解釈について。	